事例No.	203
公表年度	H29
団体の属性	中核市
団体名	島根県松江市

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）水道事業 ・組織改革 ・公共施設活用

事例種類	その他

事例内容・タイトル

砂防ダム等の不安定資源の転換事業（施設(浄水場等)の統合・廃止）

出典

経営戦略策定ガイドライン（水道事業・先進的取組事例集）

2. 施設(浄水場等)の統合・廃止

事例11	砂防ダム等の不安定水源の転換事業	島根県松江市

1. 団体の概要

団体名	松江市
行政区域内人口(人)	204,785
面積(k㎡)	572.99
事業区分	上水道(末端給水)
施設利用率(%)	51.0
有収率(%)	93.1
職員数(人)	68
営業収益(千円)	3,789,830
営業費用(千円)	3,454,969

※表中の計数は平成27年3月末時点

2. 事業開始のきっかけ

○ 平成19年度に国庫補助制度が見直され、同一行政区域に存在する簡易水道を上水道に平成28年度末までに統合する計画を策定し、厚生労働大臣の承認を受けなければ、新たな簡易水道の国庫補助は認められないとされた。

○ 本市においても、水道事業の一元管理という点では簡易水道と上水道の統合は合理性があり、また、多額の費用を要する尾原受水(平成23年度供用開始)関連事業を含む簡易水道の建設改良事業を国庫補助により実施することは必要不可欠であったことから、平成20年8月(平成23年9月変更)統合計画書を策定、厚生労働大臣に提出した。

○ 統合計画策定前の施設整備は、旧自治体の自己完結型の施設整備計画を踏襲していたが、不安定な砂防ダム水源等の小規模水源に依存しており安全安定給水に不安を抱えていた。

○ また、水源と共に小規模浄水場も広域的に点在しており、施設の維持管理費と更新費用の縮減が急務であった。

3. 内容、効果額等

①事業の内容

○ 上水道と簡易水道の統合を前提に広域的な水融通と一元管理が可能となるよう、不安定水源や小規模浄水場を廃止し、県受水や隣接する上水道の水源に転換することとした。

○ そのため、施設整備計画を見直し、平成20年度から国庫補助を活用しながら事業を進めている。(平成34年度までの事業予定。ただし、国庫補助事業については平成28年度まで。)

＜水源の転換の際に考慮した点＞

安定給水や今後の人口減少を踏まえ、維持管理費を含めた費用対効果を検討し、不安定水源・小規模浄水場は原則廃止とし、適切なダウンサイジングを行った上で水源転換の施設整備を行うこととした。ただし、市町村合併以前に国庫補助事業で整備済みの新しい浄水場や、比較的安定した水源については簡水統合後も存続させることとした。(ただし、水源の状況により今後様々な給水方法について検討することとしている。)

②施設等の状況

(取組前) 上水道及び簡易水道 (平成22年度末)		(取組後) 上水道及び簡易水道 (平成34年度末)	
浄水場	39カ所(うち簡易水道36カ所)	浄水場	11カ所(うち簡易水道9カ所)
配水池	114カ所(うち簡易水道82カ所)	配水池	116カ所(うち簡易水道67カ所)
取水場	54カ所(うち簡易水道48カ所)	取水場	17カ所(うち簡易水道13カ所)
ﾎﾟﾝﾌﾟ場	71カ所(うち簡易水道46カ所)	ﾎﾟﾝﾌﾟ場	65カ所(うち簡易水道40カ所)

3. 内容、効果額等（つづき）

③効果額（簡易水道施設の水源転換事業に係るもの）

ⅰ　施設関連

・施設増減・・・・・・・・前記のとおり

ⅱ　効果額

・施設整備計画見直しによる削減効果額（平成20年～28年）

100億円　⇒　42億円（58億円の削減効果）

単純更新した場合の事業費（①）	146億円
・内H12～19年度実施済み事業費（②）	46億円
・内H20～28年度予定事業費（③）	100億円
水源転換（H20～28年度）により必要となる事業費（④）	42億円
施設整備計画見直しによる削減額　③－④	58億円

・維持管理費・・・・・・・人件費を含め年間約1億円の削減効果

4. 検討過程等

①スケジュール

○　松江市においては、平成15年４月より事務委任を受け松江市水道局（現松江市上下水道局）で簡易水道事業の運営を行っており、平成17年３月の合併以降においても同様に水道事業と簡易水道事業を一体的に運営してきた。

○　平成19年４月に計画管理課（３名体制）を新設し、全簡易水道施設の現地調査並びに合併前に策定された簡易水道の施設整備計画を抜本的に見直し、新市の責任において市内の安定給水を確保することを基本に、これまで依存してきた砂防ダム等の不安定水源を県受水等の安定水源に転換する事業計画へと見直しを図った。

②自治体外部の有識者の活用

平成17年度に設置した松江市水道事業経営問題研究会（外部委員会）において、「第一次松江市水道事業経営戦略プラン」第３章第７項に掲げる簡易水道のあり方について議論いただき、不安定水源の解消や簡水統合の方向性などを含む各事業の妥当性について了承を得ている。

③担当した職員数

簡易水道統合計画、施設整備計画の見直し→計画管理課３名（平成19年４月～平成22年３月）

④住民・議会への説明

○　計画策定後は、水源転換を図る地域を中心に説明を重ねると共に、施設整備の要望書や同意書などをいただき合意形成を図った。

○　議会においては、統合計画書の概要を説明するとともに、各年度における予算審議時などにおいて随時説明を行っている。

5. 今後の課題・考慮すべき点

○　不安定水源を県受水や隣接する上水道に転換・接続することにより生じる不用資産の処分、施設の安全管理に係る費用が見込まれること。

○　特に簡易水道の不用施設については、上水道との統合後の取扱・資産の所管について一般会計との整理が必要である。